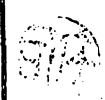


裁判官  
認印



第 8 回 弁論準備手続調書

事件の表示	平成17年(ワ)第87号, 同18年(ワ)第16号
期 日	平成19年2月8日 午後3時15分
場 所 等	新潟地方裁判所高田支部 準備手続室
受命裁判官 受命裁判官 裁判所書記官	庄 司 芳 男 河 畑 勇 本 多 良 明
出頭した当事者等	原 告 天 明 伸 浩 原告ら代理人 光 前 幸 一 同 柳 原 敏 夫 被 告 代 理 人 畑 中 鐵 丸 同 山 岸 純
指 定 期 日	平成19年3月15日 午後2時
当 事 者 の 陳 述 等	
原 告 ら	準備書面(17)陳述
被 告	準備書面(25)から(27)まで陳述
原 告 ら	

準備書面(18)陳述

被 告

準備書面(28)陳述

受命裁判官庄司，河畑

裁判所は，生物検定法の要否についても鑑定嘱託先の判断に委ねたいと考えている。

被 告

単一機関に鑑定嘱託するのであれば，裁判所の意向で差し支えない。

原 告 ら

- 1 (1) 新たに被告から推薦のあった東京大学大学院農学生命科学研究科応用生命化学専攻が鑑定嘱託先として適切かどうか
  - (2) 当方は鑑定嘱託先として京都大学が適切だと考えているので，裁判所が単一機関に鑑定嘱託したいという意向であれば，生物検定法による実験については撤回するかどうか
- を，それぞれ検討したいので，時間をいただきたい。
- 2 被告は準備書面(27)において，当方提案に係る「本件GMイネ内部ディフェンシン量計測等付加実験」及び「マーカー利用による本件GMイネ内部ディフェンシン量計測のための付加実験」は鑑定嘱託事項として不要であると述べているので，平成19年3月8日までに，それに対する当方の検討結果の書面を提出する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 本 多 良 明